

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 目黒区民センター学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

①各施設単位で、運営の内容について確認します。

②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。

③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。

④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。

例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でdropdownリストから選択してください。なお、評価の対象に当たる場合は、「-：該当しない（評価の対象に当たらない）」を選択してください。

⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、子どもの状況や保護者の思いを踏まえながら運営を行い、保育の質の向上と機能の充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	児童福祉法やこども基本法の理念に基づき、子どもの発達段階及び家庭状況を踏まえ、保護者・学校・地域などと連携を取りながら、安心安全に過ごせる生活の場を作り、育成支援をしている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	（1）放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○ 子ども達が安心して生活できる環境を整え、集団生活の中で自主性、社会性、創造性を育んでいくことを大切にしている。
	（2）保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○ 保護者とは、連絡帳、お便り、個人面談、保護者会等、家庭と学童保育クラブの子どもの様子を共有し、信頼関係を築くよう努めている。学校とは、お便りのやりとりや学級懇談を行い、連携協力関係を築いている。
	（3）放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○ 放課後児童支援員の役割について理解し、保育を行っている。また、様々な研修や学習会等に参加し、自己研鑽に励んでいる。
	（4）放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○ 子どもの人権や尊厳を守ることが責務であることを認識し、保育を行っている。保護者、学校、関係機関等と信頼関係を築き、事業や保育内容を丁寧に伝え、広く理解が得られるように努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	（1）社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○ 放課後児童支援員としての自觉を持ち、自分たちの言動が与える影響を念頭に置き、保育を行っている。
	（2）法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○ 研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取り組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情があるときは、迅速丁寧に対応するよう努めている。合わせて、要望や苦情を言いやすい関係づくりを心掛けている。
6 事業内容向上への取り組み	（1）職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○ 日々の打ち合わせや会議等を通じて、情報共有を図り、様々な視点から子どもや保護者の状況を伝え合い、保育について意見交換を行っている。
	（2）研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○ 職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	（3）運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○ 令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達の特徴や発達段階を理解し、集団生活の中で一人ひとりが主体的な遊びや活動を行うことができるよう育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	（1）育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○ それぞれの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、目黒区児童館・学童保育クラブ運営指針に基づき、一人ひとりが豊かな集団生活を送れるように考え、状況にあった事業展開を行っている。
	（2）育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○ 育成支援の留意点を理解した上で、保育を行っている。また子どもを取り巻く環境や個々の発達段階について、日々の打ち合わせで情報を共有し、どのように支援していくか職員間で話し合い、保育を行っている。
9 障害のある子どもの対応	（1）障害のある子どもの受け入れの考え方	○障害のある子どもの受け入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めている。	○ 入所前に子どもや保護者と面談をし、子どもや家庭の状況を把握しながら、それに適切な配慮及び環境整備を行い、受け入れている。
	（2）障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○ 研修や学習会を通じて、障害児保育に対する理解を深めている。保護者、学校、専門機関と連携を取り、個々の子どもの状況に応じた環境に配慮しながら、子ども同士が生活を共にし成長し合う育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもの対応	（1）児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○ 学校やこども家庭センターなど、関係機関と連携して適切に対応している。
	（2）特別の支援を必要とする子どもの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○ 子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、こども家庭センターや関係機関と連携して適切な支援を行っている。
	（3）特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○ 子どもの利益を損ねることのないよう、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	（1）保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○ 出欠確認については、連絡帳・電話連絡・安心でんしょばとシステムを活用している。毎月クラブ便りを発行し、学童保育クラブの情報を伝え、日々の連絡帳で子どもの様子や学童保育クラブの情報を伝えている。
	（2）保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○ 連絡帳でのやり取りや個人面談、お迎え時に情報交換や相談に適宜対応し、保護者と信頼関係を築くことに努めている。
	（3）保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○ 保護者会や保護者参加行事を設け、保育を知つてもらう機会とし、事業への理解を得、保護者との協力関係を構築できるよう努めている。また、保護者同士のつながりの大切さを伝え、関係を構築できるよう支援していく。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	子どもが生活に見通しを持てるよう、年間計画や日々のプログラムを考え、おたよりや保護者会等で伝えながら、保護者と共に理解を得られるようにしている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	運営に関わる業務として必要とされている業務は、実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	必要に応じて、学校と随時情報共有を行い連携をとっている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校と情報交換や情報共有を行う際には、個人情報の取り扱いや秘密保持について、事前に取り決めをし、確認が取れていないものに関してはその都度行っている。
14	保育所・幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	様々な保育所・幼稚園の出身児童が多い。より配慮を要する子など、必要に応じて一部の保育園・幼稚園と連携を取り、入所前の様子を共有している。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	併設館であるため、主に児童館を主として地域組織との連携を行っている。今後、地域の会議等に学童保育クラブの職員も参加し、事業説明をするなど、地域に理解と協力をより得られるよう関係づくりに努めていく。
16	学校・児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	親子交流会など大人数で行う事業は学校施設を借用し実施する場合がある。その際は、事前連絡を行った上で、留意事項を確認し、適切に対応している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館併設施設であり、児童館職員と連携をとり、子どもたちが日常的に児童館を利用している。

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
17	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	感染症対応を含め、日常の衛生管理に努めている。衛生管理や感染症に関するマニュアル、ガイドラインに従って対策を講じ、対応している。
	(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	危機管理マニュアル等を作成し、事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置、対応を行っている。職員全員が定期的に救急救命講習を受けている。
	(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	災害時初期対応マニュアルに沿って対応している。防犯または防災訓練のほか、117災害伝言ダイヤル訓練、安心でんしょばとの配信訓練を実施している。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	毎年在籍児の帰宅経路を確認し地域安全マップを作成している。移動時の子ども達の安全確認のため、保護者と学校と来所経路、帰宅経路を共有している。安心でんしょばとシステムの導入と登録の促進を行っている。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
18	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。なお、2つの育成室はともに人数 × 1.65m の広さを確保している。
		○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	衛生及び安全が確保された設備を有し、子ども一人ひとりに固定のロッカーを備えている。また、子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための玩具及び図書を備え、定期的に見直しや入れ替えを行っている。
19	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の配置基準に基づき、受け入れ上限数104人(64人と40人の2クラス運営)に対して、常勤職員6名、会計年度職員5名(うち1名は障害児加配)の職員配置がされている。なお、常勤職員は全員放課後児童支援員の資格を有する。
		○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	目黒区民センター児童館学童保育クラブは、104人を受け入れ上限数とし、64人と40人の2クラスの運営ができるように設備を整備し、目黒区の職員配置基準に基づいて職員配置がされている。
		○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区として、現在の入所希望に対応するため、児童館併設の施設内に2つの学童保育クラブ占有の部屋を整備し、それぞれの部屋の広さに応じて、104名を40名と64名の2クラスに分けて運営をしている。
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	目黒区安全衛生委員会および児童施設安全衛生委員会で職場環境測定、ストレスチェック、より良い職場づくりアンケート改善策の実施を行っている。
25	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。